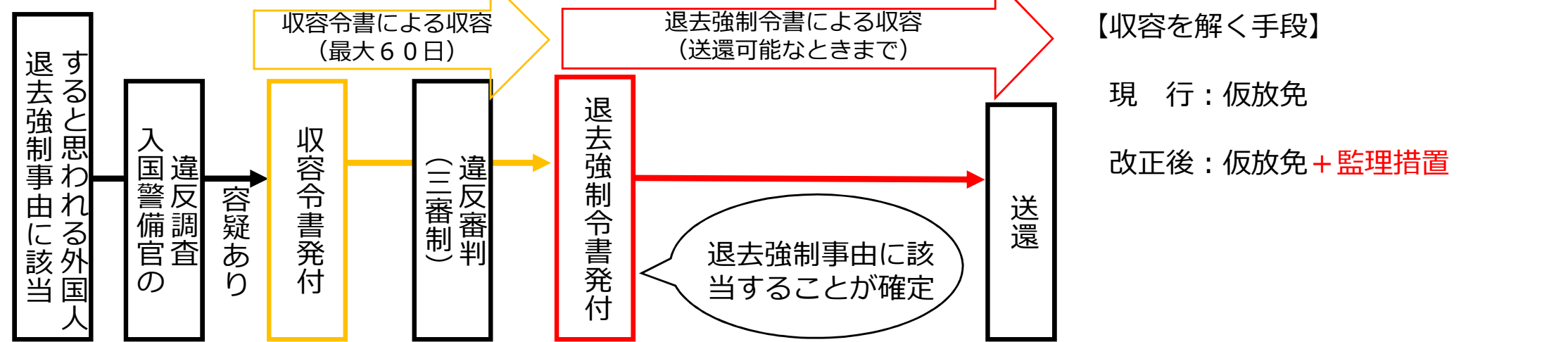


現行法の課題と改正法案の内容・効果④ / ⑤

	現行法	課題	改正法案	効果
長期適切な処遇の解消の実施及び①	収容に代わる 監理措置	<ul style="list-style-type: none"> 仮放免は外に出た場合の管理の手段が不十分 そのために仮放免が認められない場合の収容が長期化 	<ul style="list-style-type: none"> 逃亡等を防止できる場合に監理人による監理に付する監理措置を創設(第44条の2～第44条の9/第52条の2～第52条の7) 保証金は必要(第44条の2第1項/第52条の2第1項) 逃亡した場合等の罰則を整備(第72条第4号) 	収容の長期化を防止しつつ収容しない者を適切に管理・援助
	仮放免		<ul style="list-style-type: none"> 仮放免は健康上の理由がある場合等に限定(第54条第2項) 保証金は廃止(同上) 逃亡した場合等の罰則を整備(第72条第7号) 	本来の趣旨に沿った適正な運用が可能

参考

【現行の退去強制手続中の収容】



現行法の課題と改正法案の内容・効果⑤ / ⑤

現行法

課題

改正法案

効果

長期適切な処遇の解消及び②

強制治療

根拠規定なし

法律に明確な根拠規定がないと、医療倫理上、強制治療が困難（ハンストの場合等）

法律に根拠規定を明記（刑事収容施設法にも同様の規定あり）
(第55条の42)

医師が法律に定められた要件に基づいて治療可能

常勤医師の確保

国家公務員法が定める兼業の要件が厳格

常勤医師の確保が困難

兼業の要件を緩和する規定を整備（矯正医官特例法等にも同様の規定あり）
(第55条の17)

常勤医師を確保しやすくなる

処遇に関する規定

法律の規定はごく少数（昭和27年に設けられて以降実質的改正なし）(第61条の7)

処遇に関する規定のほとんどが省令

処遇に関する規定を法律に明記(第55条の3～第55条の83)

明確な法律の規定に基づく適正な処遇を実施

Q1 長期収容問題を解決するには、収容するか否かを裁判所が判断する仕組みや収容期間の上限を設ければよいのではありませんか？

A)

- 今回の改正法案では、収容するか否かを裁判所が判断する仕組みや収容期間の上限については、次のような理由から、必要はないと考えました。
長期収容の問題の解決は、監理措置の創設や速やかな退去の促進などによって図ります。

① **収容するか否かを裁判所が判断する仕組み**

- 今回の入管法改正法案では、日本から退去すべき外国人を当庁の収容施設に収容するか、監理措置により収容しないで社会内で生活させるかは、その外国人の収容等を行う入国警備官とは別の官職である上級の入国審査官（主任審査官（※））が慎重に判断することとしています。
（※）入国審査官である地方出入国在留管理局の局長，次長，支局長などです。
- また、退去すべき外国人は、収容されることに不服があれば、行政訴訟を提起して、裁判所の判断を仰ぐことができます。
- このような仕組みにより、収容するか否かの判断は十分適正に行われると考えられます。
- 以上から、今回の入管法改正法案において、収容するか否かを裁判所が判断する仕組みは設けなかったものです。

② **収容期間の上限**

- 例えば、収容開始から6か月が経過したら必ず収容を解くこととするなど、収容期間に上限を設けた場合には、日本からの退去をかたくなに拒み、収容期間の上限を経過した外国人全員の収容を解かなければならなくなります。
そうすると、結局、日本から退去させるべき外国人全員が日本社会で生活できることになり、外国人の在留管理を適正に行うことは困難になります。
- また、収容を解かれることを期待して退去を拒み続けることを誘発し、本来日本から退去させるべき外国人を退去させることがますます困難になります。
- 以上から、収容期間に上限を設けることは適切ではないと考えました。

Q7 なぜ、長期収容の問題が生じているのですか？

A)

- 現在の入管法では、日本から退去すべきことが確定した外国人については、原則として、退去させるまでの間、当庁の収容施設に収容することになっています。
- そのような外国人が退去を拒み続け、かつ、強制的に国外に退去させる妨げとなる事情があると、収容が長期化する場合があります。
- この点に関し、現在の入管法では、収容されている外国人の収容を一定期間解く仮放免が行われる場合もあります。
しかし、現在の入管法では、仮放免を許可するかどうかは、仮放免の請求の理由のほか、逃亡のおそれ、日本での犯罪歴の有無・内容等の様々な事情を考慮して判断されますので、全ての収容された外国人に仮放免を許可することが
できるわけではありません。